

あなたもまちの樹ペアレント制度

協 賛 募 集

身近な街路樹と一緒に育てる 「ペアレント」になりませんか？

京都市では、市民・事業者・行政の
パートナーシップによる緑化の推進の
一環として、市内の街路樹の良好な
育成に対する協賛を募っています。

募 集 概 要

対 象：企業 / 団体 / 個人

協賛金：街路樹1本 当たり 1万円から

使い道：市内の街路樹の維持管理経費

協賛者名入り
木製プレート を
街路樹に設置します
※希望者のみ



制度の詳細は裏面を御確認ください >>

お 問 合 せ 先

京都市建設局みどり政策推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（市役所分庁舎3階）

TEL:075-222-4114 / FAX:075-212-8704

Eメール: ryokusei@city.kyoto.lg.jp

あなたもまちの樹ペアレント



制度詳細

木製プレートには「みやこ杣木」を使用

対象者

企業、団体または個人

※京都市外の方でもお申し込みいただけます。

協賛対象

京都市が管理する街路樹（高木）

※すでに協賛を受けている樹木は対象外となります。

※協賛木には協賛者名入り木製プレートを設置します。（希望者のみ）

協賛金

街路樹1本当たり年間1万円以上

※個人：寄付金控除の対象となります。法人：損金算入が可能です。

協賛期間

毎年4月～翌年3月の1年間

※年度途中で協賛を開始した場合も当該年度末日までとなります。

※複数年の協賛を希望される場合でも、年度ごとに手続きが必要です。

申込方法

・毎年4月から随時申込を受け付けています。

・事前相談のうえ、協賛申出書を御提出ください。（郵送、持参、メール、FAXのいずれか）

※申出書様式は市HPからダウンロード可能です。

あなたもまちの樹ペアレント



みやこ杣木



いただいた協賛金は、本市全体の街路樹の良好な育成のために活用します！

事業紹介

定期的な育成管理作業

- ▶ 高木の剪定 … 伸びすぎた枝葉を切り、樹形を整える
- ▶ 低木の刈込 … 生垣等の伸びた枝を刈り、形を整える
- ▶ 除草 … 歩道植樹帯や中央分離帯の草刈りをする

必要に応じ、随時実施する作業

水やり、病虫害の駆除、枯れ枝や折れ枝の除去、信号等の支障になる枝の剪定、巡視点検 等

▼ 高木の剪定



▼ 低木の刈込



紅葉街路樹の剪定

イチョウ、トウカエデ等の紅葉する樹種については、葉の量を減らしつつ、美しい紅葉を鑑賞できるよう剪定しています。

剪定は年に1回秋ごろに行い、枝葉を透かしながら、樹形を一回りから二回りほど小さくし、こずえの柔らかい枝葉を残します。本市では、この剪定方法を令和2年度から本格導入しています。

◀ イチョウの木の剪定前（左）、剪定後（右）

